

第5章 近代

七 災害と土木建設

(一) 海部川堤防と災害

1 明治初期の堤防

明治二十二年の市制・町村制施行以来、川東村の助役や村長を長く勤めた池内徳蔵が書き残した『川東村史材料調査書』に次のような記録がある。

明治十一年九月三日、大雨海部川出水。

水嵩堤天ヨリ高キニ至ル。吉野村堰堤大決壊、復旧工費八百円ヲ要シタリ。

又、同月二十日再度出水ニ、同村字前川原堤防豫テ根掘レ疼ノ所へ水先突込ミ延長六六間大決壊シ、田面水込砂利入荒地トナリシモノ五町六反歩、其他地疼多数ナリ

字前川原・下川原傍示ノ収獲ハ皆無トナリ大ニ難汝セリ。

この記録にあるように、海部川を巡る災害と当時の海部川堤防とはどのようなものであったのだろうか、またどのように維持管理されてきたものだろうか。

明治九年の『阿波國海部郡村誌』は海部川の堤防を次のように記している。

・大里、中須堤

長六町一三間、敷八間、高二間二尺、馬踏一間二尺、根固メ石

・多良村、大手堤

長八町、敷八間、高一間、馬踏一間三尺、根固メ、土台枠

・吉野村、ヲモ川堤

長九町十間、敷八間、高一間五尺、馬踏一間二尺、根固メ、樹竹

海部川下流の大里には川向かいの靱浦地が、吉野地区にも同じく川向かいの芝村地が入り込んでいる。これはかつての海部川の複雑な流路の変遷を示す名残である。

当時、大里川口や長泉寺川口には堤防や扉門がなかった。

2 洪水と被害

本流と支流との合流部に扉門がなかったので、洪水のたびに合流部から上流の田畑へと濁流が侵入した。

また入り込み地（対岸村地）には堤防は作られないか、作っても貧弱なものであった。洪水の時にはそこからも水が溢れ治水の問題箇所になっていた。

入り込み地にも堤防を作り支流との合流部に扉門を設けたいが、藩政時代からの複雑な支配体制の名残があり「堤防が欲しければ、自分たちで『当時の村で』作れ」と言われ続けてきたことや、当時の人力だけの土木技術と貧弱な村（旧村の大字）財政では到底できない相談だった。

明治から昭和中期にかけての海部川河口は、川東村大里の三本松から発達した海岸砂嘴（長さ約五〇〇呎、幅四〇〇〜六〇呎の尾洲）の堆積が著しく、それによって海への出口を遮られた水流は、海岸直前で直角に南へ流路を変え、靱浦港あたりで再び東へと曲がって、手倉でようやく海に流れ出ている。

明治二十三年三月、靱浦村が、靱浦山下から城山下まで大堤防を築いて、かつての海部川本流を遮断し、堰き止めるまでは、母川からの水と合流した海部川本流の一部が現在の海部中学校のある馬谷地区から靱浦川へと流れ、城山の周囲を還流して靱浦で再び本流と合して太平洋へ流れ出ている。



キレット（海部川口）

浜崎の砂嘴を水流が突き破り押し流すことがあると、そこを「キレット」と呼ぶ。

洪水の時にこのキレットが早く切れてくれると被害は少なくて済むが、年と共に砂嘴は大きくなり、明治半ば以降は少しぐらいの出水ではキレットが切れる事はほとんどなかった。

そうなると大変で、「大量の水が善蔵川の方へどんどん逆流りして飯持の堀川（大里川）から四方原の方まで、道路越しになるまで水で一杯になる。もちろん大里の前田一面にも大池のように水が張り渡す。地域の人は夜も眠らず水かきを見張る始末であった。」（『重さんの人生』谷本重吉著）ということになる。

たまりかねた地元の人々は、時には消防団の応援を求めて、人力でこのキレットを切り開く命がけの作業をする事もあった。

3 靱浦大堤防の築堤

靱奥村は、元亀元年（一五七〇）に藤原越前守が靱浦山下に海部城を築いて吉野城から移って以来、海部城の城下町として発展して来た町である。

海部城のあった城山は、築城当時には海部川口の小島であり、周囲を海に囲まれていたのが、次第に土砂が堆積して陸地になり、藩政期から明治時代には周囲はすっかり海部川によって囲まれ、港口は東の手倉港のあたりになってしまった。

海部川の本流は町の北側大里村の方を流れるようになり、支流が奥浦から靫浦へと城山を迂回して流れ、川幅も狭く、平水時には海部川によって運送される物資の集散場や避難港として役立ったが、洪水ともなると濁流が逆流して奥浦の町筋や、馬谷の畑地（現在の海部中学校のあるところ）を奔流し、たちまちにして町屋も作物も荒れ果てることたびたびであった。

『海部町史』は、奥浦大堤防建設について、次のように記録している。

この水禍から逃れようとして、元禄・宝永（一六八八〜一七一七）のころ町の東側に奥浦堤が築かれたが、更に北側に堅固な堤防を設けて洪水の恐怖から解放されたいとは、遠い昔から部落の人々の切なる悲願であった。（中略）

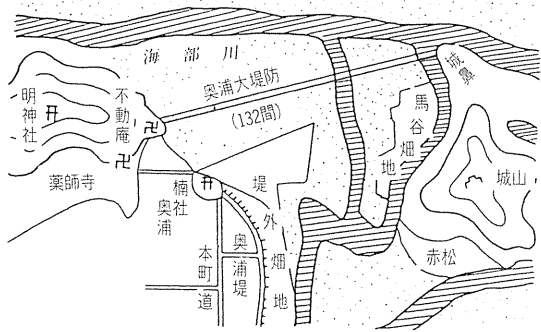
明治十九年七月十日付けをもって靫浦外一村（奥村）の戸長となった野江村出身の岡川又五郎をはじめ、地域の先覚者たちが東奔西走してついに当局を動かし、県営事業として施行される機運を醸成したのである。

同二十二年（一八八九）十月（中略）徳島県議会は、奥浦新堤の工事に県費補助三四一〇円を計上し、二十三年五月に起工し、九月に完成させている。延長一三三間・総工費四五七〇円内一一六〇円が地元負担であった。

4 川東村民の不安と災害

奥浦堤防築造願いが奥浦総代人によって、明治二十二年（一八八九）九月に提出されたことを知った大里の人々は、この堤防ができれば、左岸大里・多良地区への影響甚大であると、工事監督のために出張してきた県の技師に訴えたが、県の技師は「この堤防は、奥浦村の水害を除去するだけでなく、海部川下流の曲折を矯正し、支流・本流を合流する事により水量が増し、洪水等の際には、自ずからその水勢が強くなって水流が直行し、河口に横たわる海岸寄洲を中央部で突き破って流れるようにする作用を持っているので、いささかも対岸の川東村に水害を被らせる恐れもない。排水を自由にして今後の水害を除去するためのものである。」と説明して全く取り合ってくれなかった。

図2 奥浦大堤防



（『海部町史』より）

将来を愁えた川東村民は、代表を県庁へ送って県土木課長に工事取りやめを請願したが、県土木課長は「この工事は海部川全体のために実施するので、川東は殊に其の恩恵を受ける地域である」と言うのみであった。

工事は予定どおり進められ、奥浦山下から下流の城山山麓に至る一三二間（二三八歩）を、海部川支流を横切って堰き止める新堤防は総工費四五七〇円を要して九月に完成した。

こうして奥浦村民は、長い間の悲願であった水害の恐怖から永久に解放されたのである。

5 奥浦大堤防撤去問題

ところが、完工直後の明治二十三年九月に洪水があり、川東村民がかねて憂慮していたように、流水激しく溢れ川東・川西両村で浸水家屋一七五戸、冠水田畑二五六町歩という被害が出た。

更に

翌明治二十四年（一八九一）八月十六日、洪水アリテ兼ネテ憂慮ノ如ク流水激シク溢レ込、人家及ヒ農作物被害多大ヲ及シ惨状見ルニ忍ヒサル状態ヲ実現

と洪水被害が二年連続した。

（池内徳蔵著『諸経歴概要記』）

この問題を重視した川東村長と川西村長は、合同して奥浦堤防の撤去を強く県知事に要請し、県も内務省から青木土木監督署技師の派遣鑑定を受けた結果、奥浦堤防は水利上の効果は全くなく、本流と派流が合流する結果、水量が増しかえって川東村・川西村の洪水災害を増加させるだけであると撤去勧告が出された。

ところが、いったん建設された堤防の撤去は奥浦村民側が承知してくれない。苦慮した県は、明治二十四年に更に内務省日下部土木監督署技師の派遣を受けて、種々研究調査の結果、七月二十四日に新しく着任した関義臣知事は二十四年十一月の臨時県会に次のような説明書と共に堤防撤去案を提案した。

明治二十四年度徳島県歳出予算追加説明

歳出臨時ニ関スル部

本案海部郡鞆奥浦村大字奥浦堤防改造工事費及ビ同村へ下戻金ノ支出ヲ要スル所以ハ去ル明治二十二年九月奥浦村総代人ノ出願ニ由リ海部川ノ分流奥浦市街ノ東ヲ流ルル一派口ニアル梓堤ヲ變更シ更ニ築堤シタルニ起因スルモノナリ抑モ当時築堤ノ計画ニ於テハ該派口ヲ閉鎖スルトキハ第一奥浦村ノ水害ヲ除去シ第二其派流ノ曲折ヲ矯正シ且之ヲ本流ニ合流スルヲ以テ水量増加スルガ故ニ洪水等ノ際ニ於テハ自ラ其水勢ハ強ク直行シ之ガ末流ニ横タハル海岸寄洲ノ中部ヲ缺流シ流水勾配ヲ急ナラシムルノ作用ナルニヨリ聊カ対岸川東村ニ水害ヲ被ラシムルノ虞ナク前途大ニ排水ヲ自由ナラシメ延ビテ一般水害ヲ除去スベキ目的ナリキ故ニ明治二十一年通常県会ニ対シ從來ノ梓堤ヲ變更シ堤防築設ノ事ヲ説明シ其工費ヲ需メテルニ可決シタルヲ以テ之ガ決議ニ基キ築堤ノ竣工ヲ告ゲタリ然ルニ対岸川東村人民ハ明治二十三年九月ノ洪水ニ非常ノ災害ヲ蒙リタルハ其原因一ニ奥浦ニ堤防ヲ築設シ派口ヲ閉鎖シタルコトニアリトシ之レガ撤去ヲ訴ヘテ止マザルニヨリ青木土木監督署技師ノ派遣ヲ乞ヒ之ガ利害ノ鑿定ヲ求メタルニ元來本川ノ流心ハ上流ヨリ対岸川東村字竹カ鼻ニ衝突シ其反動ハ奥浦村ニ向ヒ本流派流ニ分岐シ海ニ注グモノナリ故ニ新堤防ヲ以テ其一流派ヲ閉鎖シ全水流ヲ本流ニノミ流下セシムルトキハ其結果必ラズ対岸字中洲無堤防ノケ所ヨリ侵入スル所ノ逆流ニ水量ヲ増加シ爲ニ水害ノ区域ヲ広メ上流ノ排水度ヲ緩慢ナラシメ対岸村ノ水害ヲ受クル事尠少ナカ

ラズ且当初目的ノ海岸寄洲缺流作用ノ如キモ其寄洲ノ高且大ナルガ為到底効ヲ奏セザルベシト云ヘリ因テ熟慮スルニ青木土木監督署技師鑿定ノ如ク加害アル事ヲ発願スルヲ以テ該堤ハ撤去セザルベカラザルモノノ如シト雖モ之ヲ撤去セバ忽チ派川沿岸奥浦市街近傍ニ水害ヲ受クベキ憂アリ因テ更ニ实地ノ測量ヲ遂ゲ日下部土木監督署技師ノ派遣ヲ乞イ之ガ改造方法ヲ求メタルニ該堤防ノ西部長三十五間ヲ存置シ夫レヨリ以東ヲ石巻堰堤ニ改造シ小水ハ遮断シ洪水ハ越流分派セシメザルベカラズコトナレリ依テ之ガ工費ヲ算定スルニ金三千九百三十五円二十六銭一厘ヲ要ス加フルニ築堤費ニ関シテハ奥浦村ハ協議費金千三百十三円十八銭七厘ヲ支出シ其築堤ノ功全ク成リ爾來水害ヲ免レ得タルニモ拘ハラズ対岸加害之故ヲ以テ之ガ改造ヲ為サザルベカラザルニ至リシハ索ヨリ奥浦村人民ノ望ニ反対セルヲ以テ当初支出シタル協議費ノ全額ハ之ヲ該村へ下戻サザルヲ得ザル等ニ依リ遂ニ本案ノ追加ヲ要スルニ至レリ

この議案の要旨は

- ① 西側三五間（六七呎）は、築造した堤防をそのまま残す。
 - ② それより東一二七間は石巻き水越堤として切り下げる。
 - ③ 奥浦村負担の協議費一三三三円一八銭七厘は奥浦村へ返戻する。
- という三点が骨子である。しかし県会は、

① 一技師の水利上有効との説を信じて建設して置きながら、完工後間もなしに別の技師が有害と言うなど、技師の学理論はあてにならない。

② 県会の实地調査でも、撤去が有効かどうか判断ができなかった。

③ もっと詳しく研究するべきである。

として否決してしまった。

これについて、明治二十四年十二月三日の徳島日日新聞は次のように論じている。

新旧知事の大頭痛

有名なる海部奥浦堤事件は、はしなくも旧知事酒井明氏及び新知事関義臣氏をして一大頭痛を病ましむるに至れり。聞説く同堤撤去修築案が県の否決する所となるや理事者は其の旨を内務大臣に具上せり。之が為當時該堤築造の主任者たる旧酒井明氏は、斯く一旦築造せる堤防を撤去せざるべからずに至り、而も其の撤去費用を県会に於いて否決しこれを撤去するに由なからしめたるは全く職務上の失態なりとて数日前同氏に命ずるに進退伺いの提出を以てせり。又関知事に対しては元来青木技師と言ひ日下部技師と言ひ、何れも内務省所属の技師なり。此の技師が奥浦堤を存置するは全川の治水に有害なりとの意見を立てたるは、取りも直さず内務省の意見なり。内務省の意見既に該堤の撤去にあるに係わらず、地方議会の否決によりこれを撤去する能はずんば、何を以て本省の威厳を保持するを得んや。故に撤去案は是非と、これを原案通り執行すべしと訓命せりと言ふ。

二十四年十二月二十七日、このような事態の進行を憂慮した四方原五名・大里一〇名・多良二名・高園二名、計一九名の人々は連署の上に更に川西・川東両村長の奥書も付して内務大臣品川弥二郎宛に請願書を提出した。

一方、十二月三日の新聞が早くも報じたように、内務大臣の訓命を受けた知事は、内務大臣の指揮権を盾に、否決された予算を復活し、このことを明治二十五年（一八九二）一月七日、徳島県告示第一号で告示した。

告示

徳島県告示第一号

明治二十四年十一月臨時県会ニ於テ否決セシ土木費ハ府県制第八十五条ニ依リ内務大臣ノ指揮ヲ乞ヒ候処海部郡奥村大字奥浦村下戻金一千三百三十四圓十八錢七厘ヲ除キ左ノ金額ヲ以テ施行スベキ旨指揮ヲ得タリ

但本文支出金額ニ対スル徴収方法ハ追テ開ク所ノ県会ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

明治二十五年一月七日

徳島県知事 関 義臣

このようにして明治二十四年度の予算として堤防撤去費用が計上され、三月には撤去工事に着手していたことは、次の明治二十五年三月五日の徳島日日新聞の記事から明らかである。

奥浦堤防に対する対岸村民の不平

海部郡奥浦村石巻堤は対岸村なる川東、川西両村へ大害を及ぼすを以て、兼ねて該村民より撤去の事を請願せしが、遂に内務省より技師の派遣ありて実地の調査を為せしに、同堤は大いに全川治水の策を誤るものなるを以て、片時も早く撤去せざる可からずと言われしにも拘わらず、爾來種々の紛糾ありてその運びに至らざりしが、此の際に至りてようやく撤去工事に着手せり。

然るに今回の工事を見るに、全く撤去に有らずして、対岸村に対する掩口的の変更工事にしてこれが為には少しも害を免れる事能はざるの工事なり。而して同堤内部には奥浦市街保護の為一大新堤を増築し、益々同村をして水害の憂いなきに至らしめ、その改築設計の如きは技師の測量もなければ、只一・二の官吏が左右するもの如く、対岸村民は当局者の処置偏頗なりとて、此の際各所に集合して評議を凝らし現工事の不公平を鳴らし、遂に実状具申の為数名の委員を出発せしむることに決せりと同地より通報ありたり。

内務省派遣の技師の堤防撤去勧告や改造撤去設計も無視して、新聞が伝えるような「対岸村民に対する掩口的変更工事」であつたり、「技師の設計もなければ、只一・二の官吏が左右するもの如く」事が行われようとしたのだらうか。あるいは川東村民の重なる不信感からの誤解があつたものなのか。いずれにせよ箴旗を押し立てて海部川原に集結し、工事現場に座り込んで堤防撤去の実力行動辞せずと氣勢をあげることもあって、あわや流血の惨事寸前の場面もあつたと伝えられているが、ようやく代表者を派遣して陳情するというところで引き下がった。

三月七日に川東村の山本祖五郎村長は同じ被害者側の川西村長や両村総代と共に、このことに関して県庁を訪れ、高津書記官に面会し、解決を訴えている（徳島日日新聞）。

当時の川東村助役池内徳蔵は、後年「県知事より、大体仲裁の処置となり築造堤は撤去し、川敷き低く掘り、維持するだけの高さ、即ち本川北手、大里方面の高き川原面と等しき高さの低固め水越し堤に変更すべしとの懇示に服従

しこれが撤去水越し堤に変更方、翌明治二十五年春期に決行し終了したるものなり。」と書き残している(『諸経歴概要 記』)。

三五間を残して、他は水越し堤に変更された。

この年、明治二十五年七月二十五から二十七日にかけて、「保勢切れ大災害」として知られる大洪水が発生した。「幸いなことに奥浦の市街はこの大洪水の直撃から免れ」と『海部町史』は書いている。わずかに残された堤防が、技師の読みどおりの効果を発揮したのであろう。

6 明治二十五年夏、保勢切れ大洪水

明治二十五年夏は、六月ごろから長雨が続いていた。その上に六月二十二日から、暴風雨が四国に接近し、激しい雨が二十五日まで降り続いた。

七月二十三日には中心気圧九七七hPa以下、中心付近の最大風速三四ノット／秒の低気圧が高知市付近から四国中部を北上して、山陰へ抜け向きを東寄りに変えて日本海を北東進した模様である(第四章第五節「気象」の項参照)。

また、二十五日付けの徳島日日新聞によると、「二十三日の暴風雨は、近年此の地方に稀なるものにして、十六時間の長きに及び」と、激しい暴風雨が長時間続いたことを記録している。

当時池内徳蔵は、次のように書き残している。

明治二十五年

一 出水 七月二十三日

二十五年七月二十三日、前夜ヨリ暴風雨デ終日風雨、尚翌二十四日へ降り越シ、海部川出水九合水トナレリ

同二十四日、前日ノ出水一時減少シタルモ、尚又大雨トナリ午後四時最モ大雨トナリ増水ノ模様ヲ呈ス。

一 大洪水 二十五年七月二十五日午前五時(水位)最高点

故老ノ咄ニ七十余年来ノ大洪水ナリト称シ海部川筋杯ハ各堤防水嵩ムコト三尺内外一円ノ水越シトナリ故ニ堤防ハ処々数多大破決壊トナリ、地麿ハ其ノ数ヲ知ラズ残ル所実ニ僅々大字村ニヨリテハ皆無又潰家死人等多数アリ其状態左ノ如シ

一 水嵩ハ海部川堤上三尺内外

一 吉野村字下川原池内徳蔵新宅地中ノ石垣天石ヨリ一尺下マデ満水ノ割合ナリ

一 大里村善蔵寺ノ石段上三ツヲ水面ヨリ残シタリ

一 右同村字飯持ハ栗林七三ノ宅地迄浸水シタリ

七月二十六日モ雨

(『諸経歴概要記』)

二十三日付けの徳島日日新聞は「海嘯全市を浸す」と伝えている。五時前から浸水が始まり七時三〇分が最高水位であり、「暴風雨に伴う海嘯」としている。

七月二十五日午前五時は月齢一五の大潮で六時前後が満潮であり、低気圧と重なって高潮の条件は揃っている。最高潮位、徳島市九尺、海部郡では宍喰一五尺、鞆浦二四尺、川東一〇尺、浅川四尺であったという。しかも一六時間にも及ぶ長期滞在型の暴風雨である。そのためか川内村ではこの浸水潮水は数日間も居座ったと記録されている。

当時の海部川河口は鞆浦にあったが、鞆浦海部川河口での二四尺(七・二呎)の異常な海面上昇は、海部川河口にそだけの高さのダムができたことと同じである。

増水した海部川が満潮と重なって堰止められて溢れ、「二十五日、午前五時最高水位」となり、上流の多良、吉野で

堤防上を大きく越え、いたるところで堤防を決壊させる大洪水になった。

吉野字片山の本田清吉とその長男實太郎とに、当時の村上義雄県知事から授与された賞状がある。その文面は

明治二十五年七月二十五日海部川洪水ノ際、川東村大字吉野村字前川原堤防決壊シ、為ニ池内徳蔵居宅激流ノ襲ウ所トナリ家族六名将ニ流亡セントスル場合ヲ認メ片山甚蔵外三名ト共ニ乗船シ、暗夜ニ激流降雨ヲ侵シ自己ノ危難ヲ顧ミズ之ヲ救助候段奇特ニツキ為其ノ賞金金一円下賜候事

明治二十六年四月一日 徳島県知事従五位勲六等 村上義雄

となっている。

吉野字前川原にあった池内一家が、二十五日早朝の堤防上三尺も越える洪水で家屋流失、家族全員まさに流亡の寸前に救出された。

この時の洪水について池内徳蔵は次のように書いている。

平井村字保勢山股大崩壊シ、川ヲ埋塞セル事直立凡七十間程ニシテノ溜マリ水湖水ノ如クナリ流家埋家多ク死人五十余人アリ、而シテ其埋塞ノケ所破切ノ際溜リ水一時ニ流下ノ為メ翌々廿七日ニ又流水嵩ミ激流ノ為地疼一層増加広大ニ至リ村民恐怖大イニ心痛セリ

(『川東村史料調査書』)

同じ池内徳蔵の記録した『諸経歴概要記』には「吉野村前杯ハ午後七時頃下流増水ノ為前日ノ荒地一層広大シ」と増水の時刻が明記されている。

保勢の崩壊時刻については、二十五日午後二時ごろが定説となっており、目撃者も多くあったことで、疑問を挟む余地はないが、崩壊によってできた自然ダムがいつ決壊したかについては、十分な調査ができていない。

今までは保勢の供養碑にある、「翌二十六日午後七時弱所を破りし激流は奔馬の如く水焰をたてて流下し」から、水

が溢れだすと即座に大決壊になり、「すさまじい濁流は忽ち兩岸の堤防を各地で寸断して両山峡いっばいに奔騰し」(『海部町史』)と伝えられてきた。七月三十一日の徳島日日新聞は、保勢の決壊による大洪水を次のように伝えている。

山又崩れ、死するもの五十人(二十八日海部郡日和佐発)

本郡川上村大字平井村字保瀬山の山嶽崩壊し平井川を堰き止め居たる所二十六日午後八時頃より深さ四十五丈の貯水俄然決壊すると共に字保瀬において凡そ五十人の流死人あり、死体は一人も未だ発顕せず、その他の被害も詳らかならず目下取り調べ中なり。右決壊のために海部川俄に増水し、沿岸人家を浸し、堤防等を破壊せりと。

それ以来、保勢は「保瀬」と書き誤られ、自然ダムの決壊日時は「二十六日午後八時」と思い込まれてきた。

しかし、今回の調査で決壊日時はそれよりも更に遅い二十七日の午後ではないかと思われるが、詳細は次項に記述する。

① 杖追の崩壊

二十五日の午前三時ごろ川上村大字小川の杖追が崩壊し、海部川を堰き止めた。杖追の崩壊現場から下流の吉野まで約一五キロの距離がある。雨が降り続けているのに、午前五時を最高水位として、その後の水位の一时的な下降が記録されているが、午前三時の杖追の決壊による堰き止めを考えると納得がいく。

小川では、この堰き止めで川沿いの低地にあった家々や小川簡易小学校の校舎が流失してしまった。川近くにあった二宮家では、祖母と妹の二人が家と共に流されて死んだ。死体は小川谷上流一・五キロ辺りの榎の木にかかって発見されたという。このことから堰止めの規模が推察される。

川向かいにあった深瀬家も水没、主人は牛を引き出す暇もなく、かろうじて身一つで山をよじ登って逃れて助かっ



保勢崩壊現場（点線内）

たという。

この杖迫の決壊は、いささか特異であり一週間ぐらい以前から、だらだらと崩れはじめていたという。危険を感じて避難することもせず大したこともないと油断しているうちに大崩壊になり、川を堰止めた水から逃げるのに精一杯であったのだろうか。

② 保勢の崩壊

六月二十日ごろから雨が続き、平井の山仕事に入っていた人々は、仕事ができないばかりでなく、食糧も無くなり、ついに食物と宿泊所を求めて、平井保勢の民家に難を避けて逗留せざるを得なくなった。

昭和十年十一月に建立された保勢の災害碑には

明治二十五年七月二十五日午後二時前後、当所川南の山腹傲然たる一大音響を立てて崩壊し始め、忽ち谷を埋め川をせき巨岩を北岸はるか上方にはね上ぐ。

北岸の山麓ありし井上幸太郎・井上喜太郎・桜井矢平、三家の家族十一名及び同家に長雨を避け食を求めて投宿し居たる付近山稼ぎ三十六名、馬三頭は家屋と共に生き埋めにせられ、田畑四町余歩も亦埋没す

とある。また『海部郡誌』は「午前十時崩壊」となっている。

この大崩壊の前触れが無かったわけではない。

保勢川向かいにある井内のお爺さんが、崩壊地の上の山が（山の木が）ザワッと動いたのを見て、危険だからと避難

するように勧めた。「山が動くなんて事があるものか、この雨の中、逃げると却って危ない」と逃げなかった人たちが生き埋めになり、先人の言い伝え『山が動くような時は危ない、逃げよ』を守って避難した地元民達は助かっている。

③ 保勢の崩壊と対策

皆ノ瀬の岡田 弘（八五）の話によると、当時川縁の船着場にあった旅館浅川屋では、「上から流れてくる水が減ったのだから水が押し寄せてきて、川沿いにあった家が浸かった。おかしいと思って見に行かせると杖迫と保勢が崩れて鉄砲水の危険があることが分かって、家族一同で高台の畑へ避難した」ということである。

ちようど下から高瀬舟が上って来て泊まっていたが、鉄砲水を恐れて、急遽下流へ下がって行った。「大水の最中に無理をして下がったが、無事に着いたことだろうか」とお婆さん（当時二三）が心配してよく話してくれたという。

杖迫崩壊の時に、皆ノ瀬までも水に浸かったというが、当時の舟宿が、下の川縁にあったということを得心がいく。

また、杖迫崩壊での堰止めが、割合に小規模で堰切れも案外に早かったという地元の人々の言伝えもある。高瀬舟の川下りが強行できたのもこれだろうなずけるし、保勢崩壊・鉄砲水の危機の詳細がどのようにして伝えられたのかも推察ができる。

『海部町史』には、

二十日頃から降り続いた豪雨で、海部川は増水し、当時の不完全な堤防が危険に瀕しているとき、川上からさらに恐るべき連絡が入った。それは二十五日午前十時頃川上村大字保瀬の右岸山上が幅三町・延長六町にわたって大崩壊して海部川の水を堰止め、洪水は逆流して寒ヶ瀬一帯は濁流に没し、四戸埋没・八戸流失・死者四十七名に及び、上流一里半の檜谷地区の大杉の

梢が水に隠れ、更に上流の轟神社の扁額が半分水に浸るほどである。此の水がいつ下流に大氾濫を来すかもしれない。嚴重に警戒せよというのである。

とある。高瀬舟の川下りが成功し連絡したと考えると全て得心がいく。保勢・榎谷間の距離は五〇〇呎余に過ぎないのに「上流一里半の榎谷地区」という不可解な距離も、皆ノ瀬を起点として考えると無理なく理解できる。このことも高瀬舟による連絡説を補強するものと思う。

また「轟神社の扁額が半分水に浸った」は「榎谷にあった轟神社の扁額」である。

④ 保勢切れと鉄砲水

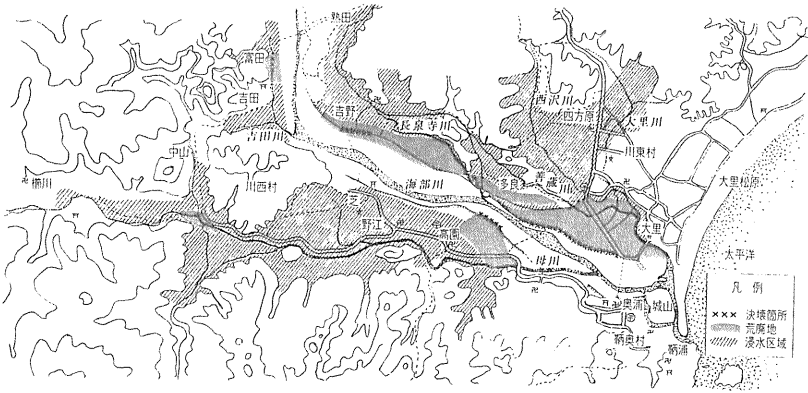
『海部町史』では

驚いた沿岸各村落では、女子供や重要な家財を安全な場所へ退避させ、村中総出で堤防に土俵や古畳を積み上げて補強し、鉄砲持ちに緊急合図用の空砲を持たせて見張りに立て敵しい警戒体制を敷いた。やがて、巨大な自然ダムの水圧は、崩壊壁の一角を押し破り、すさまじい濁流は忽ち兩岸の堤防を各地で寸断して両山峡いっばいに奔騰し、農民幾十年の汗の結晶である青田を一時にして泥土・石ころの荒野に変え、特に下流大井・富田・吉田・高園・多良・四方原に甚大な被害を与えた。この大洪水のすさまじさを伝える古老の話を列挙すると「鉄砲が鳴り絶叫が聞こえ、川上から赤濁さの水の巨大な壁が大地を揺るがせて迫ってきた」(中略)「草葺きの屋根の上の人が乗って助けを求めながら流れていくのを見た」。

とある。しかしこの鉄砲水の日時については書かれていない。地元平井でも、水位についてはよく伝えられているのに、水が引きはじめた日時についてはついに答えが得られなかった。

多良では西端の字井口、現在の国道一九三号坂下にあった井口伊太郎が家もろとも流されている。伊太郎は出水のために一時は近所の高台の家に避難していたが、水が引いたので、「米と漬物桶を調べようと夕方帰宅していたら、急

図3 保勢切れ洪水被害地図 明治25年7月25日～27日



にどっと水が来て家の裏の堤防が切れ、家もろとも押し流され、危ういところをようやく助けられた。震えながら一夜明けてみると、家も田畑もすべて流れてしまっても何も無い。がっかりしてこれからどうしようかとしょんぼりと空き腹を抱えているところへ、近所の人から炊きたてのご飯をふるまわれて、そのまあうまかったことは忘れられん」とよく言っていたとは、伊太郎の子の爲蔵(八九)の話である。川東村の記録では、村内の堤防の決壊は二十五日夜となっている。未曾有の大洪水による堤防の決壊と氾濫、そのうえに杖追や保勢切れの鉄砲水で追い打ちをかけられ、海部川の流域各村は壊滅的な大被害を受けた。

⑤ 被害と復旧

保勢崩壊現場での三六人生き埋め、その他の流死人九名、吉野字前川原堤防、多良字井口の大里用水取り入れ口堤防、字前川原、字堤外、字上中須等の諸堤防決壊、田畑流失等の被害は計り難い。加えて、大里用水取り入れ口や用水路の破損は、その後の大里と多良の水争いの原因になった。

多良村の被害

明治二十五年七月二十九日、多良の人々三八名が連署して、徳島県

第2編 歴 史

知事関義臣に提出した「臨時堤防特別御修繕願」によると、多良では字井口一九間、字前川原一一五間、字堤外七一
間、字上中須五五間、合計二六〇間の堤防が決壊し、その他堤防根疼き三〇間を加えて二九〇間、多良村に属する堤
防四八〇間の内の六〇割が破壊され、

字井口ニアル人家式戸及付属建物十四・五棟流失、半壊トナリシ家屋十一戸、其の他七・八戸ヲ除クノ外村中拳テ浸水数尺
ニ及ビタリ、之レガ為メ漸ク裸体以テ難ヲ免レシモノ數十人幸ニシテ人畜ニハ死傷ナント雖、家財並ニ衣食品ニ至ルマデ悉皆
流亡シ住ムニ家ナク着ル衣ナク喰フニ食ナク殆ド飢餓ニ迫ル場合。耕地ハ一円床掘石砂入川欠等ノ荒地トナリ青毛(青稻)ヲ
見ル能ハズ(中略)到底結実ノ見込無シ。殆ンド無毛ノ地トナレリ。今日ニ至ルモ尚干水セズ(中略)而ノミナラズ目下出水
ノ季節ナルヲ以テ、何時出水アリ此上一層ノ惨状ヲ加フモ難計当村民ハ死地ニ陥リタル心地ニテ一時モ安キ心ハナキナリ(以
下略)

と惨状を訴え、目下のところ元の耕地が大川のようになり、海部川の本流となって多良の中央部より大里村に貫流す
るようになり、元の海部川は本村より下流は浅瀬となって、舟も筏も通さない状況になったと、報告している。

池内徳蔵の、『諸経歴概要記』には

明治二十五年、未曾有ノ大洪水ニシテ、海部川ソノ他諸川堤防、堰堤等大破壊。コレガ復旧ニ大工事ヲ要シ、村事業トシテ
村力耐エザルヲ以テ、特ニ県費九歩通リノ補助ヲ請願シ、許可ヲ得テ明治二十六年度ニ於イテ之ガ復旧工事ヲ悉皆完成シタ
リ。尤モ村事業ナレバ各大字村民ノ引受ト為シタルモ、その実ハ大工事ニツキ多分地方ノ土木請負業者等ニ請ケ負ハセ施行シ
タリ。

右、復旧工費ハ、県下一般多大ニシテ、県費トシテモ其ノ収入金ニテハ支エ得ベカラザルニ付キ、県会決議ヲ以テ、特ニ
国費ノ下付請願ヲ為シ、県知事ヲ始メ県会人民総代等上京、内務省へ具状懇願ノ上、終ニ国庫ヨリ県費ケ内へ金百十七万六千
六百五円三十五銭六厘ノ補助ヲ得、而シテ其ノ県費ヨリ各町村費へ補助セラレタルモノナリ。

工事ノ細別ハ、堤防・道路・堰堤・樋管・用悪水路等ヲ含ム。
本村工費額左ノ通り。

とある(表22)。

⑥ 流域各村の被害

『川西村史』によると、川西村の被害額は次のようであった(表23)。

表22 川東各村災害復旧費金額

大字大里村	5,283円39銭	1厘
大字四方原村	34円79銭	4厘
大字多良村	4,937円66銭	1厘
大字吉野村	4,426円07銭	3厘
大字熟田村	6円50銭	1厘
合計	14,784円95銭	7厘

表23 川西村被害金額

高園村	9,575円08銭	8厘
野江村	22円78銭	4厘
芝村	2,897円53銭	1厘
中山村	1,064円53銭	
櫛川村	824円44銭	9厘
吉田村	3,040円41銭	
富田村	4,631円95銭	8厘
大井村	12,909円55銭	7厘
合計	34,956円40銭	7厘

(『川西村史』)

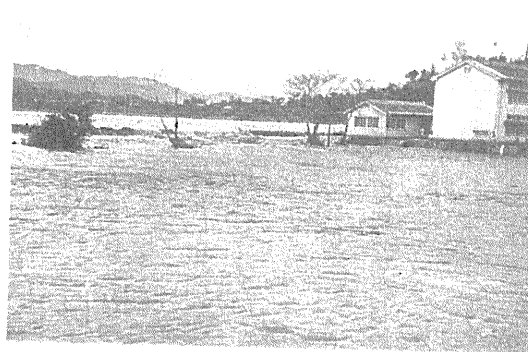
合計三万四九六五円四〇
銭七厘 この金額を当時
の貨幣価値(米一石七円
三四銭『日本史大辞典』
から考えて、この災害が
いかに大きいものであつ
たかがよく分かる。

この時、海部郡内だけ
で山崩れが一五〇か所も
あった。その中海部郡木
頭村(那賀郡上那賀町)大
戸の高磯山(二二〇〇呎)
の大崩壊は最大のものと

表24 主な海部川災害

年 月 日	災 害	災 害 状 況
明治35・8・21	海部川洪水	吉野住民堤防防護に狂奔
10・15	〃	堤防決壊、伊勢田橋流失
36・7・7~9	海部川洪水	浅川川東間建設直後の道路50間崩壊
40・9・15	〃	浸水、家屋28戸、田畑700町歩、平井山腹崩壊
42・11・24	〃	浸水、鞆奥286戸、川東田畑48町歩
大正1・9・22	〃	堤外防護堤崩壊
4	〃	田畑浸水
6	〃	〃
7	〃	〃
8・4・24	〃	相川橋流失、奥浦水越し3尺、交通途絶
9・8・30	〃	神野に被害
昭和9・9・21	〃	室戸台風、大里小学校その他に被害松原倒
13・9・5	〃	堤防決壊
16・8・15	〃	吉野橋陥没、川東村田畑130町歩浸水
23・9・3~4	〃	海部川下流大水害
9・19	〃	〃
24・8・	〃	〃
25・	〃	家屋全半壊15戸、流失71町歩
29・8・18	〃	川上村家屋流失、全半壊4戸
32・8・23	〃	山崩れ
33・10・18	〃	農作物流失その他被害多数

あった。那賀川の本流を堰止めて逆流数里に及び、その溜り水が溢れて土砂を決壊し、久米鍛冶、春森の両部落を埋めて一五戸、死者六三名を埋没し、一五〇戸の家が流失している。被害の甚大さを憂慮された明治天皇は、東園基愛侍従をご差遣になり、八月二十二日、被害地巡視。海部町大井の富田家で一泊した後、木頭村高磯山の被害地に向かわれた。また、徳島県へ恩賜金及び義援金二五〇〇円を下賜されている。



水越堤を越える濁流
(昭和25年8月6日、後方は新築の鞆奥中学校)

7 土木費支弁区分法制定

堤防問題解決のために、明治二十九年九月十七日、県は土木費支弁区分法を制定公布し、県下の主な河川と海岸堤防の管理を町村から県の責任とすることにした。これによってようやく前記のような対岸入込地にも一元的な連続堤防建設が可能になった。

明治三十年代以降、海部川堤防の維持・改修は県の手で行われ、嵩上げ工事も進捗するが、依然として長泉寺川や善蔵川河口には扉門もないままに、三本松の尾洲の堆積はますます進み、住民は平水時にも逆流する水に悩み、洪水のたびに堤防から溢れようとすると大水に肝を冷やし、時には深夜に半鐘を打ち鳴らして高台への緊急避難をするなど、危険な状況がたびたびあった(表24参照)。この問題の解決は、昭和二十四年から始まった海部川改修による新堤防の完成まで持ち越された。

(二) 多良村用水開削(明治三十三年五月)

多良村には、古くから吉宇の善蔵川から水を引き入れる用水路が開かれてはいたが、それは一部分の田の灌漑だけのものであり、また四方原用水との分水でも、乏しい水の分け方を巡って争うことがあった。そして多良の人々は、多良平野を貫流している大里用水からも給水するのを慣行としていた。

明治二十五年七月の大洪水で、大里用水取り入れ口のある字井口の堤防や、下流の竹ノ鼻、サイモンジなどの堤防

が決壊し、田畑は砂利が流れこんで荒地となり、用水路をはじめ土地の破損その他が甚大であった。その復旧工事を県へ出願するにあたって、字上ゴソの梓堰と字井口の樋間の修復を多良から出願していたのを、川東村会は大里用水の施設であるので大里から出願するべきであると決議して、県へ変更願を提出した。

この時、多良村は大里からの出願は当然であると認めたが、大里村側は大里から修復を出願するのであれば、用水の使用権は大里村のみにあって多良村の用水使用は認められないとして争論になり、そのために復旧工事予算の交付も他町村よりも二か月も遅れることになった。

堤防や用水路の復旧工事は明治二十六年末に一応完了し、破損した用水路もようやく修復された。ところがその年、六月から八月十三日までの六四日間全く雨の無い干天が続ぎ、更に翌二十七年も干害で、郡内水不足九五〇町歩、枯死二六町歩。郡内で植付不能の田が三四町八反も出るなど（徳島日日新聞）と異常気象が重なり、用水使用に絡む争論は次第に深刻になっていった。

復旧後地形が変わり従来が多良用水では灌漑が困難になった田ができたため、多良村では新たに数個の堰をこの大里用水に設け、合計九個の水車と七か所の堰から水を得るようになった（地域史多良地図参照）。

干害が続いて、水不足が深刻になり、大里村では全ての田に完全に給水することがいっそう困難になり、たまりかねた大里の人々は二十七年三月に実力でこれらの堰を取り払い、そのため双方が対立し警官が出勤し、郡長や村長が仲裁に入って、一応は堰を現状に復帰することで治まったかに見えたが、これを不服とした大里村の一二人が連署して、多良村三〇名に対し、用水路の占有権を求めて明治二十七年七月に徳島地方裁判所に訴訟を起こした。

大里の人々が、この水路は大里村の田三〇余町を灌漑するために、今から五〇〇年前に開削し、爾来その浚渫、修繕等はすべて大里村だけで負担してきたものであると占有権の根拠を開陳すれば、多良側は、この用水路は建武年間

(一三三四〜五)に建設され、はじめはもっぱら多良専用水路として使用していた。その後この末流を大里村にも使用を認め、水路の浚渫、修繕等を大里村に分担してきたのであり、そのゆえに多良はこの水路に水車や堰を設けて灌漑してきたのであると主張して譲らなかった。

明治二十八年三月十三日、徳島地方裁判所は水路の浚渫、修繕等を長年にわたって大里村が負担してきたこと、多良村の不足する水については、工夫すれば他に得る方法が可能であることなどを主な理由として、用水路は大里村の占有であり、多良村としてはその用水の水を使用してはならないと判決を下した。この判決を不服として多良の人々は、大阪控訴院へ上訴した。

明治三十年二月九日、大阪控訴院は、用水路は村全体の共同財産であり、このことは明治二十五年洪水後の復旧工事に、村会の決議を経て地方税の補助を受けるなどのことから、また町村制の規定からも、区会又は区総会を設けて大字で事務を取り行っても、町村長の管理すべき財産であり、訴訟は村長が代表者として行うべきものであるから、控訴人及び被控訴人双方とも訴訟する権利がないとして、「一審判決廃棄、被控訴人（大里側）の訴え棄却」の判決を下した。門前払いである。

しかし、この判決は村内の水争いに村長の管理権を認め、争いの裁定を村当事者に委ねて解決をはかったことでは大岡裁きともいえるであろう。

だが、大里の人々はこれに不服で遂に裁きは大審院まで争われることになり、明治三十一年五月、大審院も第二審判決を支持し、結局莫大な訴訟費用の負担と共に、解決は村当局に委ねられたままに残されることになった。当時の徳島日日新聞は「双方痛み分け」と書いている。

村長山本祖五郎を補佐して問題解決に苦勞した助役の池内徳蔵は、後年『経歴概要記』の中で

郡長・縣知事・高等官ヤ有志ノ者、種々調停ニ努ムルモ解決セズ、延べ七年間ノ大争イトナリ、縣下ノ難問題トマデイワレ
ルニ至リシ此ノ事件モ、郡長山縣太郎氏ノ尽力ト、歴代縣知事ノ熱誠ト研究ノ結果、明治三十一年ニ至リテ、村社橋王神社ノ
森ノ下ニ隧道ヲ貫キ長泉寺川下流（大里用水路引水口下流）ノ水ヲ引入レ、大里用水路ニ並行シテ多良用水を開削新設スルコ
トニヨリ解決ヲ図ルニ至タレリ。

是レノ調査開削ニ当ッタテハ、関係スル村民モマタ熱心ニ協力シ、明治三十二年五月ニ工事ハ竣工シ、引き水・灌漑モ又予
想以上ニ好成绩デアリ、多年ノ葛藤モ全ク平和ニ帰セリ
と書いている。

昭和三十年代になって、これらの用水路は海部川北岸用水として統合され改修された。

(三) 昭和九年九月二十一日 室戸台風

昭和九年（一九三四）九月二十日、前日来の風雨が強くなり、午後十一時三十分ごろには暴風雨となった。二十一日
午前四時ごろにはさらに猛烈な暴風雨となり、津波（高潮）も加わり樹木、電柱は倒れ、瓦や砂の飛散する音響は怒濤
とともに物凄く、人々は危険で戸外に逃げることもできず、ただ夜明けを待つだけであった。

浅川では川ヨリ東、川ヨリ西の地域に津波が襲来し、住民一同は驚いて位牌を背負い、老人子供を先頭に付近の寺
院に多くが避難したために、江音寺・千光寺・東泉寺の三か寺は満員となった。

いわゆる「室戸台風」の来襲である。この台風は二十日夜半、高知県奈半利（室戸岬）に上陸し、紀伊水道を北上、
二十一日早朝に淡路島から京阪神地方を通り北陸に抜けたものである。二十一日午前五時、室戸岬で中心示度九一
二トハツカスの当時の世界最低気圧の観測があり、三府三八県に及ぶ被害は明治以後当日に至るまでその比をみないもので
ある。



室戸台風被害

やがて夜明けとともに風もなぎ雨も止んだので、蘇生の思いで戸外に
出てみて人々はその被害の物凄さに啞然とするばかりであった。

浅川村では伝染病院五棟が倒壊、全壊二一棟、半壊及び毀損四四三
棟、浸水二五二棟。

川東村では大里松原防風林の大松（樹齢二〇〇年以上）の過半数である
六〇〇余本が倒れたほか、海部高等女学校特別教室一棟全壊、寄宿舎一
棟半壊、小学校付属舎四棟倒壊、伝染病院半壊などのほか全壊二六棟、
半壊二〇棟。

川上村では山林立ち木の倒木二五九町歩に及び、道路一四五段、橋梁
六か所、河川三か所、軌道三〇キリの上に全壊一〇棟、半壊四九棟とい
う大被害を受けた。

全国での被害は死者三七名、家屋全壊九二二戸、床上浸水六一六八
戸、高潮による浸水二万三〇〇〇戸であった。

代

八 災

害

(一) 北海道地震と津波

はじめに

昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日午前四時一九分五秒、潮岬南々西約五〇キロ、北緯三三・〇三度、東経一

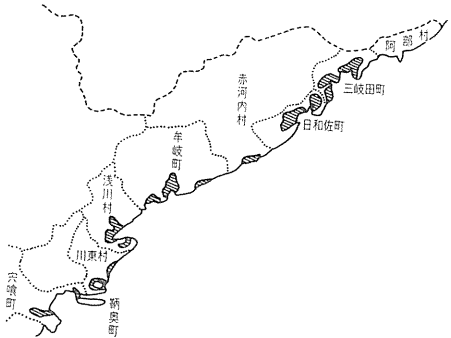
表15 南海地震による徳島県の地区別被害

	死者 (名)	負傷者 (名)	流失 (名)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上 浸水 (戸)	床下 浸水 (戸)	堤防 欠損 (か所)	道路 欠損 (か所)	橋梁 流失 (か所)	船舶 流失 (隻)	煙火 流失 (町歩)	畑水 冠歩 (町)	木材 流失 (石)
徳島市	2	5		23	22			1			3		60	500
名東郡	1	1	2	6	8	96	248	3	1	2	11		431	430
小松島	1	3	2	6	10		174	3	12	6	83		954	1,680
那賀郡	6	27	25	47	118	1,844	488	11		2	36		12	
三岐田	8	16	71	52	198		144	3		1	4		30	
日和佐	1	1		5	7	28	58		1		78	16	67	2,930
牟岐	53	40	121	154	199	755	235	4	1		80	62	23	
浅川	85	80	185	161	169	85	15	4	3		35		96	120,000
大湊	9	58	9	10	107	97	155	7						1,000
名西郡	4	1		8	6	42	38	1						
坂野郡	15	6		77	31			4					48	
阿波郡	1	2		6	3			2						
阿波郡	1	2		6	3									
麻植郡	3	3		7	10									
美馬郡	3	15		7	10									
美馬郡	11			33	20									
三好郡				3	20									
合 計	202	258	413	602	914	3,440	1,057	40	21	11	330	78	1,734	

合計には海部郡の上記以外の地点も含む。死者の内には行方不明も含む。

〔『徳島県災災誌』より〕

図9 海部郡浸水区域図



三五・六二度の地下約二〇キロと推定される地点に、マグニチュード八・〇の地震が発生した。

大阪気象台では始発点から西へ約二〇〇キロにわたる群発地震であると発表している。

この地震は、南海トラフに発生する地震としては、それほど大きいものではなく海部郡一帯は震度五の強震で、壁に割れ目が入り、墓石や石灯籠が倒れたり、煙突や石垣が壊れる程度であり、地震そのものによる被害は少なかった。

しかし、二〇〇キロもの海底がプレートと推定される地点に、そのエネルギーは大きな津波となって徳島県沿岸一帯を襲った。津波の伝わる速さは水深の平方根にほぼ比例している。つまり深海ほど早く水深四〇〇〇メートルの海洋では毎秒約二〇〇メートルにも達する。このために海部郡沿岸には地震発生時から一〇分余りで津波の第一波が襲来し、一五分ないし二〇分の周期で第二波・第三波が襲来した。

宇佐美龍夫著『新編日本被害地震総覧』にある内務省警保局公安第一課の資料によると、この津波で徳島県下では死者一八一名、全壊家屋一〇七六戸、流失家屋五三六戸、半壊家屋一五二三戸の被害を出した。昭和二十四年に浅川村役場が編集し発行した『南海地震浅川村震災誌』では、徳島県の死者一八一、家屋全壊一三二九、同半壊一一三二、同流失五八二となっている。

被害はほとんど海部郡沿岸に集中しているが、表15、南海地震による徳島県の地区別被害表中でも特に浅川の被害

図10 観音堂石段における津浪襲来状態

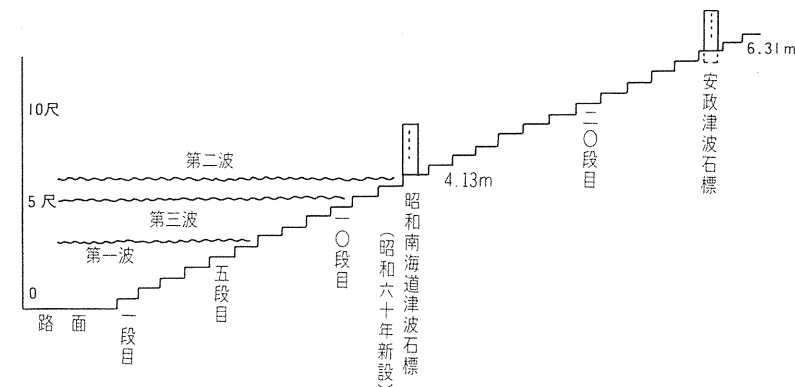
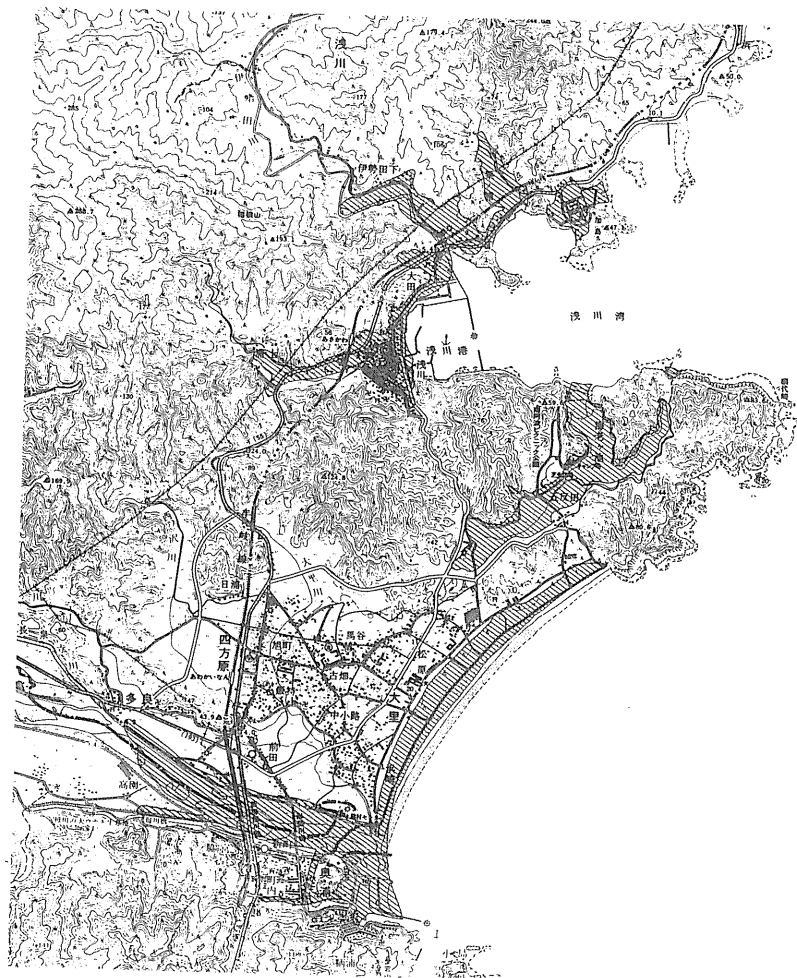


図11 南海津波による海南・海部町浸水区域



(平成5年調査による)

が大きかった。図9は、海部沿岸の浸水状況を示したものである。海南町沿岸には地震から十数分後に津波の第一波が押し寄せた。第二波はそれより約二〇分後で、最大波高一六尺(四・八尺)に達している。昭和六十一年に、徳島大学工業短期大学教授村上仁士によって再調査が行われ、その結果を基礎にして海南町役場が発行した『宿命の浅川港』中の「浅川の津波」(以下『浅川の津波』)によると、死者八五名、家屋全壊三六四戸、流失四四一戸に達し、その他船舶・道路・橋梁・田畑など海岸地域全般に壊滅的な被害を与えた。

浅川湾は典型的なV字湾で、津波のときにはさまざまな要因から波が重なって、湾奥ほど波が急激に高くなり、昔から大きな被害を受けてきた。

1 浅川津波最高水位

『南海地震浅川村震災誌』によれば、津波の高さは海岸筋では伊勢田橋付近が最も高く、それより大田・三浦・稲と南に至るほど低くなっていった。また、浦上川流域では下流から上流に向けて津波がさし込んだので、須賀崎・東町・宮ノ町などが高く、西橋付近に至ると相当低くなったという。

「第一波・第二波・第三波の高低関係も所によって相違があるが、観音道石段における状態は大体下図の如くである。」として、図10を掲げている(新設昭和津波碑付記)。

第2編 歴史

『浅川の津波』によると観音堂石段での計測は、第二波の最高一三段目で海面から四・一三呎となっている。浅川でないためにあまり調査も記録もされていないが、大里松原では松原グラウンド直下まで潮が来ている。海拔にすれば約七呎になる地点である。これはかなり重要なことではないかと思われる(図11)。

2 津波の様相

津波の様相については、数多く記録されている。地域史の項にも記述があるので、ここでは特に注目すべきことだけに止める。

① 『浅川の津波』

来襲状況

『地震五分後には海面上一・五呎の道路面まで水が来て、その後十五〜二十分で第一波の頂点に達し、その辺の家屋で測定すると第一波が三・三呎、第二波が最大で四・五呎、第三波が少し低く四・二呎ぐらいであった。第四波は、激減して一・五呎ぐらい、第一波から第二波の頂点に至る時間は十五分ぐらいの間隔で差し引いた。』津波は暴風雨のように逆巻いてくるのではなく、海水が下からふくれ上がるように見え、次第に水位が高まり潮流を生じてゴウゴウと押し寄せ、『山の上から浅川湾をみると、第二波の後、潮が引いたときには、七、八町(約七〜八〇〇呎)沖まで底が見えるくらい引き、海岸近くにいたイカ釣り舟が引き潮のため十五町ぐらい沖の網代崎近くへ引きさられた』とある。中央気象台の現地調査報告には、村役場の話として『地震は五、六分振れたが其れから十分程して、津波はダブダブと押し寄せてきた。三回目が一番大きかった。』と記されている。

② 『浅川村震災誌』

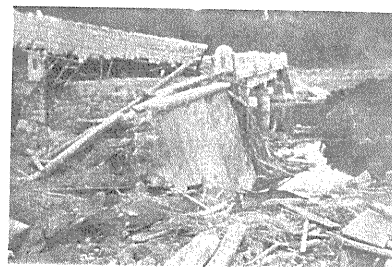
津波の第一波は四時四十分、三・六呎、第二波は四時五十五分、五・二呎、第三波は五時十分、四・四呎、津波の



天神社前 津波の碑 (昭和南海津波)



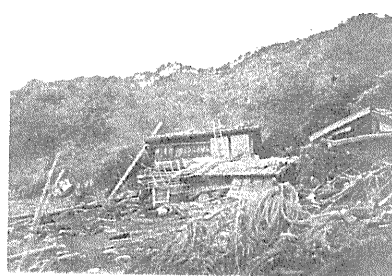
大田山際



家の屋根が乗り上げた伊勢田橋



流失した新屋敷



大田の山際の惨状

周期は一分となつてゐる。志田春雄の話によれば周期は二〇分ぐらいとなつてゐる。

③ 天神社前の津波碑

第一波の極点四時四十分 波高二・七呎

第二波五時 三・六呎

第二波が最大であつたといふのと第三波が最大であつたといふのがあり、その高さもさまざまであるが、第一波は二・七〜三・六呎、第二波は三・六〜五・二呎、第三波は三・三〜四・四呎の範囲ということになり、周期は一五〜二〇分であつたと言える。

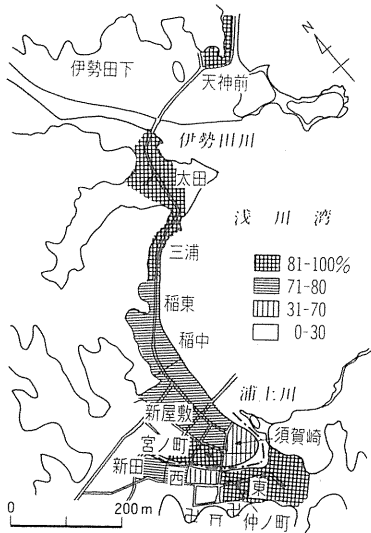
3 被害状況

中央気象台発行『南海道大地震調査報告』に収録された井上宇胤・関口宇一郎の徳島県下震災調査報告によれば、浅川村の被害調査結果は次のようである。

浅川粟浦は四米以上の津浪の為に護岸が決壊し、道路が流失してしまつた。伊勢田川に架かつていた伊勢田橋は新しい鉄筋コンクリートの橋であるが、中央から東の部が二五榎川上にずれてゐた。橋の欄干は川の水面から三・九米あるが、其れを越して家の屋根が橋上に乗り上げてゐた。橋の付近の二階家に一・七米の所に浸水の跡があつたから、此辺の浪の高さは四・七米であつた。大田の家は全部一・六米ほど浸水した為、浮上がった家は無いが相当に破壊されてゐた。浅川村は殆ど全部浸水した。南の川沿いでは一米ほどの石垣にあつた為二米ほど浸水して流失したもの、大破したものが多かつた。

町の中央の国民学校は一・一米の石垣上にあつて、一米浸水してゐた。津波は三回目が一番大きかつた。湾口でするめ漁をしてゐた舟が加島の南迄押され次いで出羽島の南迄流された。此の様なことを三回繰り返したとの事であつた。此の水平移動の距離は約四キロメートルである。此の湾は水深二〇呎以上の部が出羽島と網代崎を口として東南に開いた湾形をなしてゐるので潮流が著しかつたのかも知れぬ。浅川湾の南の崖が崩壊してゐた。海

図12 各地区の家屋の破壊率の分布



(『浅川の津波』より)

老ヶ池の堤が破損してゐた。

『浅川村震災誌』によると浅川中心部の家屋被害は図12のようである。

『浅川の津波』による浅川村の被害統計は表16〜22のとおりである。

今回の執筆のため行つた調査の結果は次のことを新しく付加することができた(市街地は省略)。

福良、鱈瀬地区 ほとんど被害がなかつた。

加島地区 当時の加島地区は、現在の栽培漁業セン

ターのある所が、東に開口した入江(鍛冶屋湾)になつてゐた。西側が砂洲で加島に繋がつた畑になつてゐたが、その畑地は流失し、わずかに残つた砂礫でかろうじて加島との行き来ができた。しかし、大潮や暴風時には波浪に浸かるようになって渡ることができなかった。

粟浦・伊勢田下 伊勢田下は約一き上流の山の神の堰まで、粟浦は谷最奥まで津波の被害が及んだ。当伊勢田下、粟浦は低地に人家が少なかつたので、統計的には人家の被害は少ないが、田畑や道路などの被害は大きかつた。特に下流の伊勢田橋、粟浦橋間の被害が大きかつた。田畑は砂礫となり、国道もほとんど流失して川原のような状態。粟浦橋及びその南の柳口造船場は共に流失し、その跡はえぐられて青々と水をたたえた深い淵になつてゐた。

海老ヶ池地区 蛇王付近が砂丘であり東端部で海に開口してゐたが、そこから大量の津波が侵入したために、砂丘はえぐられてしまい深い淵になり、海岸部周辺の畑は流れ周りの石垣が崩れ落ちてしまつた。

表21 船舶被害 (単位 隻)

	流失	大破	中破	小破	座礁	合計
5 t 以上			8		8	16
5 t 以下	80	20	50	24		174
合計	80	20	58	24	8	190

表22 船舶被害 (単位 隻)

流失	沈没	全壊	中・小破	全船舶数
10	3	73	42	170

表16 道路・橋梁・港湾関係被害

	流失	欠壊	合計
村 橋 堤 護 港	5ヶ所	10ヶ所	15ヶ所
	1,500m	1,500m	3,000m
	3ヶ所	6ヶ所	9ヶ所
	6ヶ所	4ヶ所	10ヶ所
	5ヶ所	5ヶ所	10ヶ所
防・突		2ヶ所	2ヶ所
道 道 梁 堤 岸 湾			

表17 浸水被害

浸水面積 (1000km ²)	平地総面積 (1000km ²)	浸水率(%)	最大到達 距離(km)	平地の最大 距離(km)	到達率(%)
1,149	2,001	57	1	161	63

(備考) 最大到達距離：津波の岸線より陸上へ到達した距離のうち最大のもの
平地の最大距離：岸線よりその平地の最奥部(山ぎわ)までの距離

表18 耕地・作物被害

	耕地反別	流失埋没	浸水
田 畑 米	120町	35町(30町)	35町(32町)
	40町	13町(28.5町)	20町(0.3町)
甘 薯		700石 3,700貫	200石 500貫

(備考) () 内は文献(4)による。

表19 家屋被害 (昭和21年12月末現在)

	流失 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	浸水 (戸)	合計 (戸)
住家	185	241	109	65	600
非住家	250	122	74	0	446
公共建物	6	1	6	0	13
合計	441	364	189	65	1,059

表20 家屋被害

流失 (戸)	全壊 (戸)	半壊 (戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	全建物数 (戸)
(158)	263 (187)	150 (169)	65 (85)	(6)	900 (728)

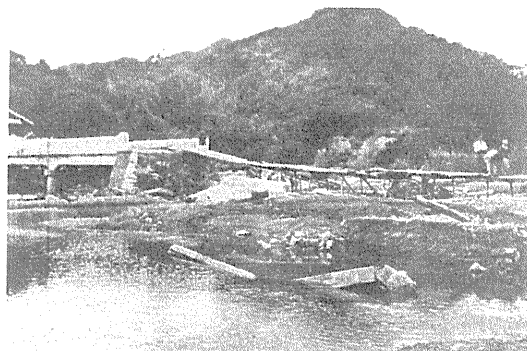
(備考) () 内の数字は中央気象台の報告によるものである。

池の水と混ざりあった津波は、上流の浅川大里線道路付近まで達した。幸い人家には被害はなかった。

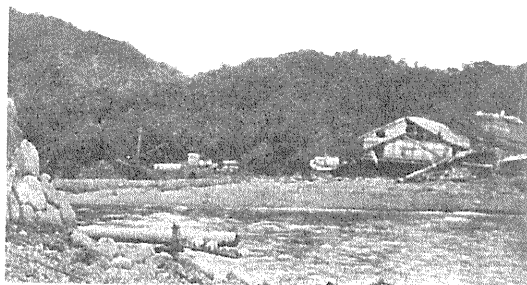
『浅川村震災誌』によると、浅川村合計して、田一一町九反八畝、畑一町八反三畝が被害を受け復旧工事を行っている。

4 過去の津波との比較

図13は『浅川の津波』による浸水分布である。安政地震との比較がよく分



伊勢田橋東詰国道流失



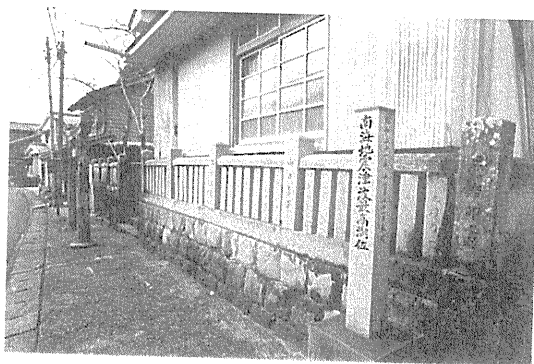
粟ノ浦造船所付近



伊勢田忠魂碑下



天神社前



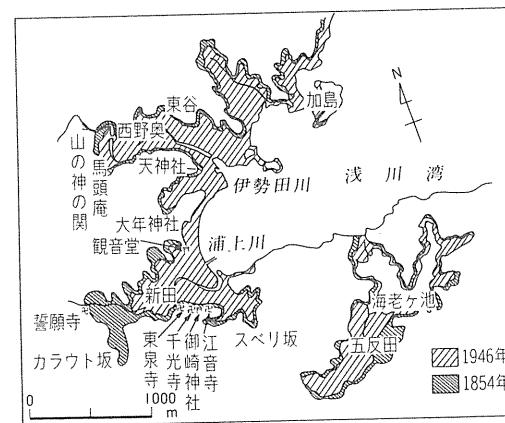
大歳神社前

の麓まで、三ヶ寺とも座上二・三段浸水』したことが記されている。
 天神社の津波碑にもこの津波は『浦上カラウト坂麓まで、いせだ戸や山の神の関まで』上がり、この津波で『天満宮、大年御崎神社、浦三ヶ寺』しか残らなかつたことが記されている。
 南海津波の最高浸水高さは、伊勢田の下(柳口)忠魂碑石段では四・六五段(写真、伊勢田の下(柳口)忠魂碑下津波標注)、天神社の石段最上段で五・八段(写真、天神社前津波標柱)、大年(歳が正しい)神社では第二石段上二段を残した点で、五・四二段(写真、大歳神社前津波標注)などの値が得られている。」

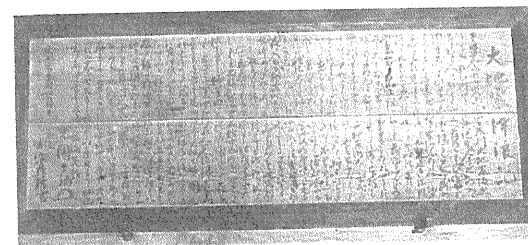
かる。

同書によると、「南海津波の浸水域と一八五四年の安政の津波による浸水域を示したものである。両津波とも浸水域は海岸に近い低平地部全域にわたり、浅川の集落の中心部は山裾の寺院・神社を残すのみで大部分が浸水した。安政の津波では観音堂石段二五段(海拔六・四一)まで、南海津波の場合の一三段よりも二・二八段も高く(写真、安政の津波「上」と昭和の津波「下」の比較標柱)、浦上川の上流の誓願寺まで潮がきたという。この安政の津波については千光寺の板額(写真、千光寺の板額)には『観音堂石段二十五段、カラウト坂下辺、伊勢田は馬頭庵まで、浦はすべり石坂

図13 浸水域



安政の津波(上)と南海津波の高さ(下)を示す石柱



千光寺の板額

掲載した写真は、津波高さの標注が周辺の人家の高さなどと比較できるように撮影してあるので、参考にしていたきたい。

5 被災原因の分析

村上仁士の『浅川の津波』による被災原因の分析は次のとおりである。

浅川で、八五名の犠牲者を出した原因として次の三点が指摘されている。

十二月二十一日午前四時十九分という寒い冬の未明に起こったこと。

地震発生後十五〜二十分という短時間のうちに津波に襲われたこと。

満潮時と重なったために津波の高さが大きくなったこと。

によるものである。確かにいずれも正しい指摘である。しかしながらこうした条件を並べただけで大被害に結びつくものではない。(中略)宝永の津波は、一七〇七年十月四日、新暦十月二十八日)午後二時ごろ、紀伊半島沖で発生したマグニチュード八・四の大地震によって起こった。

浅川でも百四十余名(御崎神社碑には一八五名、大地震洪浪見聞記には一七〇余名)の死者を出し、津波の高さは九呎にもなったことが観音堂の地藏尊の台石にしろされている。…南海地震の場合と同様、震後まもなく津波が襲ってきたようで、津波の到達に要した時間もほぼ同じと考えてよい。当日は午前十時ごろに大地震があつて山へ避難していた人々が、午後二時ごろには下山して大津波に襲われたり、一度山へ逃げた人々が、貴重品などを取りに帰ったところを襲われている。…この津波の被害は陸上に上がった後の引き波によって人も家屋も海中へさらわれている点に注目すべきであつて、これが南海津波ともっとも大きく異なっている点である。(中略)

宝永の津波で、死者が多かつたのは、昼間にもかかわらず地震後短時間のうちに津波に襲われたこと、津波の高さが南海津波よりも大きかつたこと、津波の周期が南海津波と比べて長く、したがって海水の流入量も多くなり、山際で水位が上昇し、引き波時に海中へさらわれたことによるものと考えられる。いま一つ考えられることは、周期が長かつたために、最初の一波

が去つた後、山へ避難していた人が下山していた間に津波に襲われた者が多かつたためである。

宝永の津波から一四七年後の安政元年(一八五四)十一月四日(新暦十二月二十三日)午前八時頃、遠州灘を震源とするマグニチュード八・四の大地震が発生した。安政東海地震と呼ばれるもので、それによつて起きた大津波が伊豆半島を襲い、特に下田地方は壊滅的な被害を受けた。この地震は浅川でもかなり激しかったようで、その日の午前十時ごろには『汐狂い往還へ溢れ、人々驚、山上へ荷物を運び逃登りあわてあへり』と天神社の石碑にしろされている。

そして、安政東海地震より三二時間後の十二月二十四日午後四時頃、それと同じM八・四の地震が紀伊半島沖で発生した。先の地震と区別して安政南海地震と呼ばれるもので、これによる大津波が浅川を襲い、津波の高さは『二丈(六呎)より所により三丈(九呎)余』、『三ヶ寺とも座上四尺(一・二呎)余』になつたことが千光寺の板額に記されている。記録でみる限り宝永の津波と同程度かやや小さかつたが、それに比べ前日より山へ避難して津波を警戒していたためか死者は二人にとどまっている。(中略)

安政の津波のように前日から大津波の前兆があり、山へ避難できるような場合は必ずしも多くない。しかし、同じ条件でありながら、牟岐では安政の津波で三九名の犠牲者が出ている。これは前日避難していた人々が当日『ごく晴天にて波立ちもななく風もなく殊のほか暖気なれど漁業には出ず、昨日山へあげおきし家具諸道具をわが家へ持ち運びお笑いにていづれも家の掃除などをいたしける』と津田屋の手記にあるように、安心して家へ帰っていたところを大津波に襲われ多くの犠牲者を出した。

津波が襲うのは決して一回だけではなく、数十分後には必ず再び襲ってくる。したがって高いところへ避難したら、津波が完全に治まるまで家へ貴重品を取りに帰ることはつしむべきである。古文書には数多くこうした警告がなされており、先人の正しい言い伝えは伝承されるべきである。

としている。

また道路を伝つて避難していた人々を、津波によつて陸に押し上げられた船や、つぶれた家の廃材や海岸に堆積さ

れていた材木などが襲い、被害を一層大きなものにしたことが助かった人々の体験として語られている。これらの証言は一刻も早い避難こそが命を助ける手段であることを裏付けるものである。

6 浅川以外の状況

近辺の町では死者及び行方不明者だけで、牟岐町九三、穴喰町六七、三岐田町二四という被害を受けている(表15参照)。

鞆奥町と川東村では、不思議なことに被害はほとんど出ていない。記録も残されていないので、改めて聞き取りを行った。

当時の海部川河口は大里の三本松から伸びた砂嘴にさえぎられて、海部川は南へ蛇行し、鞆浦漁港前でまた東へ曲がって、手倉海崖に沿って海に注いでいた。

「津波はその川口をさかのぼり、あるいは砂嘴(高二三)を乗り越えて襲ってきた。しかし大部分の津波が海部川の本流へ流れこんだため鞆浦は、南町と仲町の端の溝からぶくぶくと吹き上げたものの、ようやく道路の天に達するくらいの水だったので、被害はなかった。

しかし、奥浦川(旧海部川本流)をさかのぼった水で、今の海部東小学校校庭辺りに積んであった、坂磯製材所の貯木が流れてしまった(鞆浦、三浦一成)、「海部川をさかのぼった水は、海部川橋脚の中程くらいの高さで(水深約二)呎)押し寄せた。上流は高園あたりまでいった(奥浦、生本満)、「海部川の、中程度の洪水並みの水が逆流した(木内茂)「馬谷の畑(現海部中学校校庭)が浸かった(生本旅館主)などの話を聞くことができた。

川東では「松原の小松の中まで、潮が来ていた(日和佐一郎)、「松原グラウンドのすぐ下(海抜約七)まで潮が来た(丸岡吉美)、「善蔵川は、洗い場天辺りまで水が来たが、溢れるようなことはなかった(丸岡吉美)、「三本松にあっ

た玉置製材や多田・丸岡などの貯木場も被害はなかった(丸岡吉美)などの話があった。

これらの話から、南海道地震の時には海部川沿岸にも津波が襲ったが、たまたま津波が小さかったために、紙一重のところで被害が出なかっただけであると感じた。また当時の被害報告には鞆奥町で浸水八〇戸と報告されているのに、「全く被害はなかった」と記憶されている。人の記憶が年月と共に忘れられていく様子がうかがえて興味深い(図11参照)。

安政の地震の津波は昭和二十一年の津波よりも、浅川のイナで二・二八呎も高い。浅川は地形的に津波の高さが増幅され易いので、簡単に比較するわけにはいかないだろうが、鞆浦にしても、奥浦にしてもあるいは大里の前田辺りにしても、波がもう一呎も高かったら、惨憺たる被害を受けたであろうことが十分考えられる。

大里の人たちは、「経塚さんは、奥浦の妙見山とタイタイ(同じくらい高い、津波のときにはそこへ逃げよ)」と伝えられているというが、「そんなことも、覚えとる年寄がおらんようになってしまった」と古老の嘆きも聞かれた。

7 南海地震被害復旧工事

『浅川村震災誌』によると被害の復旧工事場所は図14および表23のとおりである。被害か所と規模がよく分かる。

8 まとめ

昭和五十八年五月二十六日の日本海中部地震では、それまでの日本海には津波はないといわれていたのを覆して津波が発生し、死者・行方不明者一〇〇人という大きな被害をもたらした。津波に対する関心が改めて高まり、平成二年八月に村上教授等の主導で浅川漁村センターに全国の地震学者が集まって第八回「歴史地震研究会」が開かれるきっかけにもなった。

平成五年九月に発生した北海道沖地震で発生した津波は、震源地に隣接する奥尻島を最大波高三〇・五呎の高さで

図14 浅川村工事地区一覧表 (昭和21年12月21日の南海震災による)

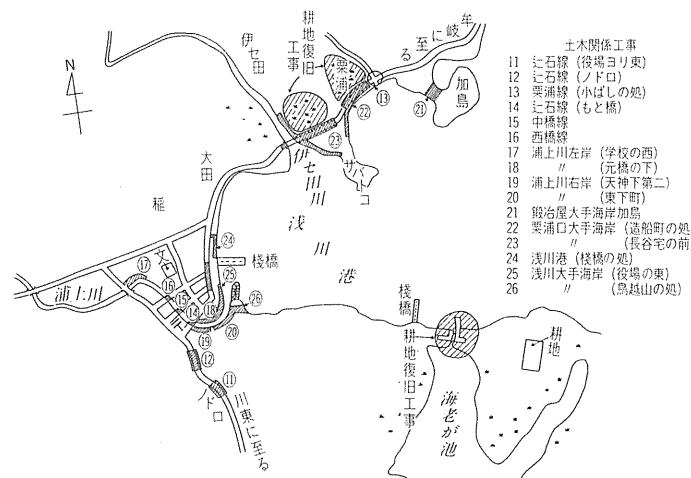


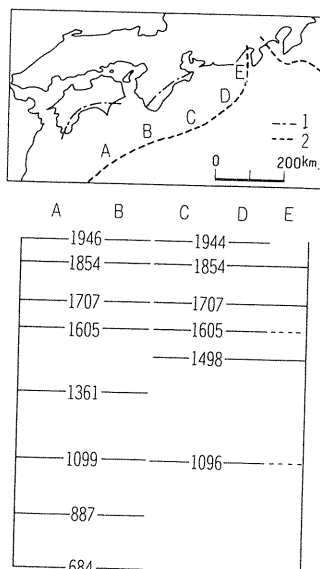
表23 震災復興費

費目	延長 (m) 内訳等	工費 (円)
余裕住宅改造費		150,000
公共建造物復興費	伝染病院、消防団格納庫、村役場、国民学校、駐在所等	567,609
道路復旧工事費	国道、村道 939	1,673,752
道路胸壁	三浦海岸 290	4,184,600
橋梁復旧	粟ノ浦橋、伊勢田橋、元橋、中橋、西橋	292,257
河川堤防復旧	浦上川、伊勢田川 1,067	2,438,353
海岸復旧工事費		175,711
護岸復旧工事費	加島、粟ノ浦、鍛冶屋大手 284m以上	1,016,506
護岸築堤	鳥越から駐在所前 480	11,000,000
防波堤復旧工事	浅川大手、鳥越 30	139,350
船溜復旧工事		300,000
浦上川護岸嵩上	955	2,292,322
耕地堤、護岸、樋門	五反田、太田他6地区	1,254,920
耕地復旧工事	字西・山戸外17箇所 17町2反5畝	308,176
耕地地盤沈下対策	海上外6箇所	664,228
合計		26,457,784

昭和22~24年継続 県営・村営合算

(『浅川村震災誌』より)

図15 南海地震および東海地震の発生時期



1 ヒンジライン
2 トラフ
(『アゾノ遺跡の地震跡』より)

襲っている。
平成元年(一九八九年)五月以来、「地震考古学」を提唱しておられる寒川旭通産省商工業技術院地質調査所近畿中部地域地質センター主任研究員によると

十三日には安政東海地震(M八・四)が生じ、翌日、安政南海地震が発生した。一七〇七年十月二十八日(宝永地震)には東海地震と南海地震が同時に発生した。一六〇五年二月三日にも両地震が同時に発生した。(中略)一九四四年の東海地震について意見が分かれているが、この地震を基本的に東海地震の特性を備えているものと考え、東海地震と南海地震の発生は極めて規則的である
として『南海地震とアゾノ遺跡の地震跡』一九八九、高知県教育委員会発行)。